

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正におけるパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

資料2 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準の一部を改正する命令 新旧対照表（平成28年3月31日公布分）

資料3 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

—市民の皆様からの意見を募集します—

こども未来局

(平成28年4月15日)

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨と改正する条例

《条例改正の趣旨》

厚生労働省に設置された「保育士等確保対策検討会」での検討により、**保育士の人材確保や多様な担い手の確保について、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要であるとした結果を踏まえ、国において、待機児童を解消し、その受け皿拡大が一段落するまでの間の特例として、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部を改正する命令」が、平成28年3月31日公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市の定める条例についても一部改正を行うものです。**

《改正する条例》

「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」
(平成26年9月5日条例第34号)

【参考】幼保連携型認定こども園とは、認可保育所と認可幼稚園が連携して教育・保育を一体的に提供する施設で、単一の施設として認可を受けています。

2 国の基準と本市条例との関係及び本市における条例改正の考え方

《国の基準と本市条例との関係》

今回の条例の改正は、国の基準の一部改正を基に行うものですが、国の基準には、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	参考すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参考しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参考した結果としては、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

幼保連携型認定こども園において、**配置するべき職員及びその員数に関する事項は「従うべき基準」となります。**

《本市における条例改正の考え方》

待機児童解消のため、幼保連携型認定こども園において教育及び保育に従事する職員を確保することは、本市においても大変重要な課題であるため、**国が基準の改正内容を踏まえ、改正すること**とします。

3 条例改正のスケジュール

- 平成28年4月16日（土）～5月15日（日） パブリックコメントの実施（予定）
- 平成28年5月下旬（予定） パブリックコメントの結果公表
- 平成28年6月 平成28年第2回川崎市議定例会議案提出（予定）
条例公布及び施行（予定）

4 条例改正の主な内容

《国の基準の改正内容》

(1) 朝夕の保育教諭配置の要件の弾力化

幼保連携型認定こども園は、教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を常時2人以上配置することが基準上求められていますが、**当分の間（保育の受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・限られた対応）、朝夕などの児童が少数である時間帯等に、年齢別配置基準により算定される職員の数が1人となる場合に限り、2人配置する職員のうち保育教諭に代えて1人についての要件を、市長が認める者（保育施設等における従事期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修を修了した者等）に弾力化するもの**とします。

(2) 小学校教諭免許等の保持者の活用

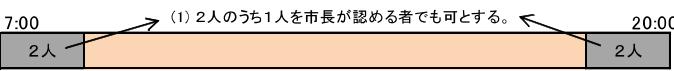
年齢別配置基準による職員数の算定において、**当分の間、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者を、保育教諭に代えて職員として活用できること**とします。この場合において、当該職員は、教育課程に基づく教育に単独で従事することはできない（学級を担任する保育教諭の補助者としてのみ従事できる）ものとします。

(3) 定員上の必要人数を超えて必要となる職員の要件の弾力化

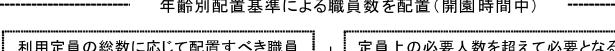
利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えて必要となる職員の要件については、**当分の間、市長が認める者に弾力化するもの**とします。この場合において、当該職員は、教育課程に基づく教育に単独で従事することはできないものとします。

※ ただし、(2)及び(3)を適用する場合は、**保育教諭を年齢別配置基準による職員の数の3分の2以上、置かなければならないもの**とします。

【職員配置イメージ】



※利用する子どもの数によっては必ずしも2人とはならない。



※ (2)及び(3)を適用する場合は、職員数の3分の2以上を保育教諭とする。

(3) 市長が認める者でも可とする。

《本市の対応案》

(1)～(3)のいずれの改正内容についても、教育・保育の質を落とさずに、保育教諭が行う業務について要件を一定程度柔軟化したものであり、多様な教育・保育の担い手確保の観点からは必要と考えられるため、**国が基準どおり改正するもの**とします。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令 新旧対照表（平成28年3月31日公布分）

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前								
<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項、<u>第三条及び第五条から第八条までの規定による基準</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項<u>及び附則第三条の規定による基準</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。次条及び第三条において同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th><th style="text-align: center;">員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号<u>及び附則第六条</u>において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受</p>	園児の区分	員数	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th><th style="text-align: center;">員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受</p>	園児の区分	員数	(略)	(略)
園児の区分	員数								
(略)	(略)								
園児の区分	員数								
(略)	(略)								

<p>受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二～四(略)</p>	<p>受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二～四(略)</p>
<p>附則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p>	<p>附則</p> <p>(新設)</p>
<p><u>第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少數である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第八条 前二条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

**川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部改正について
—市民の皆様から意見を募集します—**

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部が改正されることに伴い、本市で制定している「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」について一部を改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 条例の改正時期

公布の日（省令は平成28年3月31日付で交付、4月1日付けで改正され、本市においても速やかな対応が必要であるため公布の日から施行することとします。）

2 意見の募集期間

平成28年4月16日（土）から5月15日（日）まで

※郵送の場合：5月15日（日）当日必着

※持参の場合：5月15日（日）17時15分まで

3 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、

川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

4 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんが、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

5 意見募集結果の公表時期

平成28年5月下旬（予定）

6 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-2493 FAX 044-200-3533

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の概要

1 趣旨

厚生労働省に設置された「保育士等確保対策検討会」での検討結果を踏まえ、待機児童を解消し、その受け皿拡大が一段落するまでの間の特例として、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」の一部が改正（平成28年3月31日公布、4月1日施行）されることに伴い、本市の定める条例についても一部改正を行うものです。

2 一部改正する条例

「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」

（平成26年9月5日条例第34号）

3 基準省令と本市条例の関係

今回の一部改正は、国の基準省令の一部改正をもとに行うものですが、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参考しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

なお、幼保連携型認定こども園において、配置するべき職員及びその員数に関する事項は「従うべき基準」となります。

4 本市における条例改正の考え方

待機児童解消のため、幼保連携型認定こども園において教育及び保育に従事する職員を確保することは、本市においても大変重要な課題であるため、省令の改正内容を踏襲することを基本方針とします。

5 主な改正内容

（1）朝夕の保育教諭配置の要件の弾力化

幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を常時2名以上配置することが基準上求められていますが、当分の間、朝夕などの児童が少数である時間帯に、年齢別配置基準により算出される職員の数が1人となる場合に限り、2人配置する職員のうち1人について、要件の弾力化を行います。

(2) 小学校教諭免許等の保持者の活用

年齢別配置基準による職員数の算定において、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者を、保育教諭等に代えて職員として活用できることとします。ただし、この場合において、小学校教諭又は養護教諭の免許状を有する者は、教育課程に基づく教育に関する業務には単独で従事することはできない（学級を担任する保育教諭等の補助としてのみ従事できる）ものとします。

(3) 定員上の必要人数を超えて必要となる職員の要件の弾力化

利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えて必要となる職員について、当分の間、教育課程に基づく教育に関する業務を除き、要件の弾力化を行います。

※ ただし、(2)及び(3)を適用するときは、保育教諭を年齢別配置基準による職員の数の3分の2以上、置かなければならないようにします。

6 施行期日

公布の日（省令は平成28年3月31日付で公布、4月1日付けで施行され、本市においても速やかな対応が必要であるため公布の日から施行することとします。）